

第127回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和元年（2019年）12月6日（金）午後2時00分から午後4時00分
開催場所	八王子市役所 本庁舎 事務棟3階 特別会議室
出席者氏名 （審議会）	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、浅野浩司委員、加藤隆之委員、近藤わかな委員、永山徳雄委員、宮内宏委員、村上康二郎委員、山本法史委員
出席者氏名 （事務局）	大津仁利総務課課長、高山公男同課主査、越智博明同課主任、長澤宏行同課主任、安川雄大同課主事
出席者氏名 （説明者）	叶清協働推進課課長、同課篠原勝久主査、加藤雅己庁舎管理課課長、同課新野明男主査、武井博英健康政策課課長、同課丸山茂樹主査、大山崇成人健診課課長、同課新藤健主査、同課麻嶋友之主任、同課武藤香織主事
欠席者氏名	石井修一委員、上條弘次委員、鬼島秀敏委員、福島良樹委員、三浦誠委員
議 題	<p>(1) 審議事項</p> <p>ア 大和田市民センターほか3館における防犯カメラについて（諮問第154号）</p> <p>イ 公用車に設置するドライブレコーダーについて（諮問第155号）</p> <p>ウ 公用車に設置するドライブレコーダーについて（諮問第156号）</p> <p>エ がん検診事業の実施における個人情報の取扱いについて（諮問第157号）</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>(3) その他</p>
公開・非公開の別	公開。ただし、(1)のアは非公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	1 第127回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項、報告事項の資料

【橋本会長】 それでは、年末のお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

第127回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日は、石井委員と上條委員、鬼島委員、そして福島委員から欠席の連絡をいただいております。

加藤委員が遅れていらっしゃるということですが、現在、14人のうちの8人御出席ということで、適法に成立いたしました。

いつもそうなのですが、審議会は公開ということになっておりますが、本日の審議事項のAにつきましては、「附属機関及び懇談会等に関する指針」によりまして非公開事項と定められている行政運営に関する案件でございますので、非公開といたします。

なお、これらの審議を除きまして、申請がありましたら傍聴を許可したいと思いますけれども、これも通例でございますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、会議録署名員の指名でございますが、名簿順でございまして、本日は三浦委員ということになってございますが、まだいらっしゃっていないですね。

それでは、後ほど、協議をさせていただきたいと思っております。

【高山主査】 もしお越しにならなければですが、名簿順で言うと、山本委員が順番になります。

【橋本会長】 すみません。その線でよろしく申し上げます。

それでは、次第に従いまして、審議事項に入りたいと思っております。

【高山主査】 よろしくお願いいいたします。

本日の配付資料について、確認をさせていただきます。

【橋本会長】 すみません、よろしく申し上げます。

【高山主査】 配付資料、次第の2、議題（1）審議事項AからEまでが、それぞれ資料の赤のインデックス、資料AからEまでに当たるものございます。また、同じく議題（2）報告事項は、青のインデックスで報告事項とお示ししているものがございます。

なお、参考といたしまして「八王子市情報公開条例」、「八王子市個人情報保護条例」、「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」、「八王子市が設置又は管理する防

犯カメラの運用に関する要綱」を別冊において配付しております。

この条例等をつづった冊子につきましては、委員名を御記入いただいておりますので、審議会終了後に回収させていただき、次回の審議会におきまして、再度、御利用いただく予定です。

以上が、本日お配りしております資料となりますが、資料の確認はよろしいでしょうか。

また、審議会の会議録についてでございますが、事務局が作成いたします。要点筆記によるものではなく、全ての御発言を筆記する会議録として作成しております。審議会における皆様の御発言を全て録音いたしまして、録音データをもとに審議会の会議録を作成しておりますので、あらかじめ御了承ください。

本日の会議につきましても内容を録音いたしますが、録音データを確認する関係から、御発言の際は、挙手をし、お名前を名乗られた上、御発言をお願いいたします。

また、先ほど、会長から御説明がありましたとおり、本日の審議事項につきましては、一部非公開がございますので、よろしくをお願いいたします。このため、お配りした資料は、一部、回収させていただきますので、それについても御了承ください。

資料についての説明は以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

早速ですが、実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第154号の実施機関入室〕

【橋本会長】 では、よろしくをお願いいたします。お忙しいところ、ありがとうございます。

審議に先立ちまして、諮問の要旨について、事務局から御説明をお願いいたします。

審議事項「ア 大和田市民センターほか3館における防犯カメラについて(諮問第154号)」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

それでは、引き続きまして、諮問第155条の審議に入りたいと思います。

実施機関の入室でよろしいですかね。

【高山主査】 155号につきましては、156号と同類の案件になりますので、あらかじめ会長とは御相談させていただいておりますが、一括の議題でお願いいたします。

【橋本会長】 では、155号、156号について、審議会からの意見をいただくということ

でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔 諮問第155号及び第156号の実施機関入室 〕

【橋本会長】 ありがとうございます。155号の所管が財務部庁舎管理課、156号が健康部健康政策課ということでよろしいのですね。

【高山主査】 はい。

【橋本会長】 では、諮問の要旨について事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項「イ 公用車に設置するドライブレコーダーについて」及び審議事項「ウ 公用車に設置するドライブレコーダーについて」です。

本案件につきましては、民間企業より本市がドライブレコーダー25台の寄附を受領したことに伴いまして、市役所本庁舎で管理する公用車及び八王子駅前に所在いたします市保健所で管理する公用車にドライブレコーダーを設置することによる御審議です。

一括議題とさせていただきましたのは、管理所管は異なりますが、同じドライブレコーダーを設置すること、また、市役所本庁舎で管理するドライブレコーダーの運用基準に合わせた基準により保健所においても運用することなどから、一括での御審議の方が効率的であろうと事前に会長と調整をいたしました。

なお、市が管理するドライブレコーダーにつきましては、八王子市個人情報保護条例第7条第3項第7号及び第4号の規定に基づきまして審議をお願いするものとなっております。

ドライブレコーダーにつきましては、車に搭載し、運転の状況を記録するカメラのようなもので、万が一事故の際、後から事故の状況を確認できるといった映像を撮影する機器です。個人を特定するために用いるものではありませんが、映像を撮影するカメラの性質上、個人が映り込み、市はデータとして個人情報を保有することになります。こうしたことから、防犯カメラとは性質が異なりますが、個人情報保護条例第7条第3項の本人外収集に該当し、このドライブレコーダーによる個人情報の収集について御審議をお願いするものです。また、条例第7条第4項につきましても、本人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならないと規定しており、防犯カメラと同様に、同条例に規定する本人外収集及び本人通知の省略につきまして御審議をお願いするものでございます。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が財務部庁舎管理課及び健康部

健康政策課ですので、両課の職員が同席しております。諮問内容等の詳細につきましては、庁舎管理課及び健康政策課が説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。自己紹介からお願いしたいのですが、それでは、まず、155号、庁舎管理課からお願いいたします。

【加藤課長】 財務部庁舎管理課長の加藤と申します。よろしくをお願いいたします。

車両担当主査の新野でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。

本市公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、平成30年度に本情報公開・個人情報保護運営審議会において御審議いただきまして、庁舎管理課が保有する軽自動車及び普通自動車等におけるドライブレコーダーの運用基準、これを設けまして設置・運用しているところでございますけれども、今般、株式会社ノジマよりドライブレコーダーの寄附を受けたところ、これまで運用基準に定めておりました車両前方撮影用カメラに加え、車両後方撮影用カメラも設置する機種であったことから、その設置に当たりまして、運用基準第3条に定めるドライブレコーダーの設置位置について、車両内、フロントガラスのみであったものに加えて、フロントガラス及びリアガラスに設置する旨を追加するとともに、撮影範囲につきましても、車両後方を追加するものでございます。

運用基準のその他の部分についての変更はございません。

資料を御覧いただきたいと思っております。

1、個人情報を取り扱う事務の所管といたしましては、財務部庁舎管理課、2、個人情報の本人外収集、(1)ドライブレコーダーの設置場所といたしましては、庁舎管理課が保有する公用車のうち、今回、軽自動車17台となります。なお、今後、車両更新に伴いまして、設置台数は増える可能性がございます。

それから、3、本人外収集の対象となる個人情報の項目といたしましては、ドライブレコーダーに記録される不特定多数の者の容姿及び車両等の個人を識別できる情報となります。

4、本人外収集を行う理由ですけれども、本来、ドライブレコーダーにつきましては、事故処理及び事故原因等の分析のために用いるものでございますけれども、このドライブレコーダーで撮影される映像につきましては、不特定多数の者が画面上で自動的に記録されて、本人の同意をとることが困難であるため、本人外収集を行うものでございます。

5、本人通知を省略する理由といたしましては、公用車にドライブレコーダーが設置されていることを明示いたしまして、車両付近の者に周知を行うということから、本人通知については省略させていただきたいと思っております。現在、既に付いている車両につきましてもこういった形で周知を行っております。

それから、6、本人外収集を行う期間といたしましては、本審議会で承認された日からドライブレコーダーを設置している間ということになります。

個人情報の保護措置につきましては、これまで同様、ドライブレコーダーの運用基準に基づきまして管理、運営を行ってまいります。

以上でございます。

【武井課長】 続きまして、健康部健康政策課から説明させていただきます。

まずは、私ですが、健康政策課長の武井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。隣ですが、本ドライブレコーダー取扱者になります担当主査の丸山でございます。

では、説明でございますが、ただいま庁舎管理課から御説明した内容と同じドライブレコーダーを設置させていただきますので、説明について重複するところは割愛をさせていただきますと思います。

お手元の資料を御覧ください。

まず、1でございますが、個人情報を取り扱う事務の所管につきましては、健康部健康政策課でございます。

2の個人情報の本人外収集でございますが、ドライブレコーダーの設置場所といたしまして、健康部で保有する公用車、軽自動車でございますが、合計で8台でございます。なお、更新に伴い設置台数が増える場合があります。そこは御了承いただければと思います。

説明につきましては同様でございますので、以上とさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

【橋本会長】 ありがとうございました。

それでは、委員の方、御質問等ございましたら、どうぞ。

【委員】 この運用基準なんですけどね、私、これは前回もお話をさせていただいたんですけど、7条4項の最後のところで、「最終運行日から1週間以内の保管期間に手動により消去する」と書いてあるのですよ。

これ、絶対、無理なことは書かない方がいいよというお話でね。例えばこの令和に変わった10連休で、これドライブレコーダーを消したということはないわけですよ。要する

に、この10連休があったでしょう。職員出てきて、誰もドライブレコーダーを消していないわけですよね。そうすると、運用基準に反しているということになるわけではないですか。だから、やはり現実的に守れるルールの方がいいと思うのですよ。

当然、年末年始も今年のカレンダー上は27日からお休みですよね。そうすると、28日から5日までですよね、そうすると9日ではないですか。そうすると、これもお正月に誰かが出てきて消さなければいけないということになるわけですよ。だから、これは現実的ではないと思うのですね。

だから、そういう長期の連休が多い傾向にあるから、1週間以内に消せないこともあるわけですよ。例えばこの1週間以内の手動で消すというのは非常に効率も悪いし、余り意味もないと思うので、だから、ここをきちんと現実的に守れるように改正していかないと、要するに5月のゴールデンウィークとお正月、これ、誰かが出てこなければ、これ守れないという話になってしまいますよ。そこら辺はどうなのですかね。

【加藤課長】 分かりました。おっしゃるとおりだと思いますので、そのところは少し改正を検討させていただきたいと思います。

【 委員】 そこだけです。

【橋本会長】 ありがとうございます。

どうぞ、 委員。

【 委員】 それぞれの諮問文の第6項、期間のところに「この審議会で承認された日から」と書いてあるのですが、おそらく、この審議会は承認しないで意見を言うだけだったと思うのですよ。

今、条例を見たのですが、この審議会で意見を聴いて、各担当部門で決めると書いてあるように思うので、少しこの表現だけ確認させていただきたいと、そういう趣旨でございます。

【橋本会長】 今の御意見につきましてはどうでしょうか。

【高山主査】 御意見のとおり、事務局が完全に勘違いをしております。答申をいただいた日からということで、答申をもって即日実施ということで考えております。

大変失礼いたしました。

【橋本会長】 では、そこは訂正をしていただければと思います。

【水野副会長】 ドライブレコーダーの機能を少し確認させてほしいのですが、今回、採用されたといいますが、いただいたこのドライブレコーダーというのは機能的にはどこ

までのものなのか。例えば音声も一緒に録音できるようになっていますでしょうか。最近、ドライブレコーダーはいろいろな機能がたくさん付いているので、どこまで付いているかによって情報が随分違うのですが。

【武井課長】 少々お待ちください。

音声につきましても、オン、オフの切り替えが可能ということでございます。そういう機能は付いております。

【水野副会長】 それでお使いになるのかどうか。ガンとぶつかった音まで録音しておくかどうかということですか。

【武井課長】 そのつもりはなかったのですが、オフという形で設置しようかとは思っていたのですが。

【水野副会長】 では、一応、機能は付いているのですが、今回は利用しないということではよろしいですね。

【武井課長】 はい。画像を残すということです。

【水野副会長】 それから、ぶつかったといいますけど、衝撃によったときの特定の時間帯だけを別に記録しておくというのは一般的にもう増えてきたのですが、各市町村もみんなそのようなものを使っているようなのですが、その辺りはどうでしょうか。

【武井課長】 これも設計の仕方なのですけれども、衝撃を感知してから、約3分とか撮ることは可能です。設定の仕方によって稼働する。衝撃の前後を押さえておくというのですかね。そうしませんと、どんどん上書きをされていってしまいますので、そこから数分ということで設定をして撮れるような機能は付いております。

【水野副会長】 お使いになるのかどうか。

【加藤課長】 それについては使用するつもりです。

【水野副会長】 よくこういう運用基準に何回分まで保存しておくとか、いろいろな規定を入れていらっしゃる市があるのですが、その辺りがここには明示されませんか。

【加藤課長】 搭載する、記録するメディアの容量によってだとは思っておりますが、従前に設置しているドライブレコーダーは基本的には8ギガバイトのもので、今回は16ギガバイトのものでございますので、その機種に応じた形になるというふうに考えてはございます。

【水野副会長】 機種に応じて保存しておくということですか。

【武井課長】 基本的に、今までのものもそうですけれども、当初付いている記録媒体

を使って運用しておりますので、今回は16ギガバイトのものが、これしか付かないという状況ですね。今回の機種は16ギガバイト以上のものを16か、32か、64というふうに、この機種がそれしか反応しないものですから、保健所では少なくとも16ギガが一番、8よりも若干上ですけれども、一番この中では少ない16ギガバイトを使用するつもりでございます。

【水野副会長】 また、衝撃時だけというのは、何十秒というのは多いものですから、たくさん撮られても全然問題なく、そんなに影響を受けないのですが、決めておいた方がいいかなと思います。10回なら10回とか、その間、わずかでも16ギガの中で保存しまいりますから。

【武井課長】 いただいた機種は16ギガバイトですと約60分撮れるという機種です。30秒ごとに一コマとして、60分積み重なって、その60分が満タンになると一番古いデータから上書をして消えていくというような機能ですから、衝撃があったときには直ちに撮って、事故等があった場合には取り出していないと60分で上書きがされてしまいますので、そういうような形にはなろうかとは思いますが。

【水野副会長】 聞き間違いなのでしょうか。1週間保管をされるということではなかったですか。

【武井課長】 その1週間のうち60分走っているかどうかというところにはなろうかとは思いますが、そこで、まず1週間のところは先ほど御指摘いただいたので直すとは思いますが、基本的には、16ギガバイトというものですと60分しか保存しておけないというものでございます。

【水野副会長】 そうということですね。はい、分かりました。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【委員】 ドライブレコーダーの設置車みたいな、設置表示というのが車の後ろに付いていると思うのですが、そのドライブレコーダー自体は車の前と後ろに付いているわけですよね。

【新野主査】 はい。

【委員】 そうすると、その車の前にはそういう表示はないのですかね。要するに、この車はドライブレコーダーを搭載していますみたいな表示は前には付けないのでしょうか。

【新野主査】 前には付いていません。

【委員】 付いてないですか。

【新野主査】 後ろだけですわね。

【 委員】 ええ。だから、おそらく一般的にそうなのかもしれないので、少しない物ねだりかもしれないのですが、厳密に言うと、車の前にいる人はその車がドライブレコーダーを搭載しているかどうかというのが分からないわけですよ。

【新野主査】 そうですね。

【 委員】 分からないまま撮影されていることになるので、本来は車の前にも表示してないとまずい。プライバシー保護の観点からいうと、本来は少しおかしいのかなという気はするのですが。おそらく、何だろう、公用車だけではなくて一般の車両も余りそこまで付けていないと思うので、ない物ねだりかもしれないのですが、ただ、厳密に言うと本当は少しおかしいということだと思えるのですけどね。

【加藤課長】 一つには、どうしても車両の構造上、前ですとエアを取り入れる口があったり、それからヘッドライトがあったり、貼れる場所がごくごく限られてくるということもあって、一般の車両もほとんど付けていないのではないかと考えております。公用車につきましても、かなり小さいものでしたら、どこかに貼れるかもしれませんが、ここで規定しているような大きいものになりますと、前面では貼る部分がないのかなというふうには思っております。

【 委員】 分かりました。おそらく、厳密に言うと、車の前にいる人は、その車がドライブレコーダーを搭載しているかどうかをもし知ろうと思ったら、車の後ろまで回らなければ確認できないということになってしまいますよね。それは何かおかしな話なので、本当はそれを見やすい場所にしっかりと表示しているということが、それで言えるのかというと、厳密に言うと少し疑問がなくはないのですが、まあまあ状況は理解しましたので結構です。

【橋本会長】 そうですね。やはり厳密に言えば、ドライブレコーダーを搭載していますよということを警告表示して、それを材料にして本人通知を省略するという話ですものね。本当は車の前にも貼っておかなければいけないのかもしれないですけどね。でも確かに前は貼りにくいですよ。悩ましいところではあるのですけどね。分かりました。

【 委員】 貼ろうと思えばできるような気がしないでもないですけど、多分、見た目の問題もあるのでしょう。

【橋本会長】 ただ、小さくなるかもしれないですよ。

先生、どうぞ。

【 委員】 少し経緯についてお伺いしたいのですが、前回ここで承認したことで、もうドライブレコーダーを付けるという運用が始まっていて、今回、寄附でいただいたものが前後に付けるものだったので、新しく付けるものには前後に付けたと、そういうことになりますか。それとも、前に付いていたものに後ろにもう一個追加するということになりますか。

【加藤課長】 いいえ、新しくドライブレコーダーそのものの寄附を受けましたので、今回、別の車両に機種を取り付けています。

【 委員】 前から付いているのは、まだ前だけという形ですね。

【加藤課長】 前だけです。

【 委員】 そうすると、今後増えた場合にはどちら、やはり前後のものを購入して付けるという形になりますか。

【加藤課長】 はい。ドライブレコーダーもかなり普及もしてきて値段も安くなってきているという傾向もあります。昨今のあおり運転ですとか、そういうことから考えると後方を撮れるものというのも検討の余地はあると思いますけれども、基本的には、一つには予算的な問題がございますので、今の段階ですと前面のものを付けていくという方向でございませう。

【 委員】 では、今回のだけがとりあえず前後付くということですか。

【加藤課長】 はい。

【 委員】 分かりました。

【 委員】 25台寄附を受けたということなのですが、庁舎管理課と健康政策課で振り分けたというか、どういうふうに配分を決めたのでしょうか。

【加藤課長】 そうですね。ドライブレコーダー以外の電化製品もあったのですが、環境部で一括して寄附を受けまして、庁舎管理課と健康政策課の双方から、ドライブレコーダーを設置すると要望を出しまして、環境部がその中で振り分けてきた台数ということになります。

【 委員】 では、こういうのを受けたので必要ですかと募って、それぞれが要望を出したという形ですか。

【加藤課長】 そういうことです。

【 委員】 今後は、先ほど予算の話も出てはいますが、受領しないと付けられないのか又は何か付ける方針というのは、どこにも付いていない公用車についてはございませう。

か。

【加藤課長】 基本的には庁舎管理課で管理している車につきましては買い替え、更新のときに付いていないものについては付けていくという方針であります。

先ほど言いましたように、現状の値段的なものから言いますと、前面のものを更新時に付けていくということです。

【 委員】 たしか百何台あるということ。

【加藤課長】 はい。庁舎管理課で保有していますのが214台でございますので。

【 委員】 全体から見ると、では、結構、ごく一部に限られているというか。

【加藤課長】 そうですね。一応、約半数ぐらいにはなっております。112台付いておまして、今回、それにプラス17台付けさせていただきます。

【 委員】 では、先ほど予算でというふうにおっしゃいましたけど、もう車の買い替えのタイミングでないと付けられないということですかね。

【加藤課長】 そうですね。基本的にはそういうふうを考えています。

【橋本会長】 あとは、いかがでしょうか。

1点お伺いしたいのですが、これは、今回、諮問していただいた中身で、例えば健康政策課では8台に搭載するということですよ。

それで、なお書きというのが両方にもありまして、「なお、車両更新に伴い、設置台数が増える場合がある」ということなのですが、これ、今までこういった形での諮問をいただいたことってありましたかね。つまり、上限は分からないけれども、今回認めることで、例えば先ほどの話ですと、庁舎管理課の場合には214台あると、それを上限に全部認めてしまうということ、そこまで含めてということよろしいのですか。

【高山主査】 その御質問につきましては、過去の経緯となりますが、庁舎管理課がドライブレコーダーを設置する際に、全ての台数に設置するわけではなく、一部の公用車に設置をしますということで御審議をいただきました。その際に、今後追加していくドライブレコーダーについてはどうしますかという御質問を受けておまして、その際に、目的も変わらず、管理も変わらないので、御審議いただいた当時の台数ということではなく、追加分も含めて御了承いただきたいという御審議の中、御承認をいただいております。

今回はあくまでも後方の撮影という部分が加わりましたので、改めて御審議をいただいたということで御理解いただければと思います。

【橋本会長】 分かりました。カメラの性質が違うということですね。

【高山主査】 はい。

【橋本会長】 というような経緯があったようでございますけれども、あと、いかがでしょうか。

【水野副会長】 細かなことで大変恐縮なのですが、この運用規定の中の第8第2項のところ、この記録データの提供先として、その当事者、保険会社、捜査機関というふうになっているのですが、この保険会社をもう少し明確に言うと、市が契約している保険会社と事故が起きた相手側の保険会社と両方に提供するという意味でよろしいでしょうか。

【加藤課長】 文書による要請に基づいてという形にはなるとは思いますけれども、基本的にはそうです。

【水野副会長】 両方を含むと。

【加藤課長】 はい。

【水野副会長】 はい、分かりました。

【高山主査】 それについては、少し補足をさせていただきますか。

市側で契約しております保険会社につきましては、契約に基づくということで外部提供に当たらないと考えております。ただ、相手方の保険会社には直接お渡しするのではなく、あくまでも御本人の、相手方の情報が写っているということに同意していただいた上で相手方の保険会社に提供するということになります。保険会社から、直接、問合せがあってそれを提供できるものではないとは考えております。

【水野副会長】 何か、一般的には保険会社同士でやり取りしてしまうのではないかと感じてしまうのですが、そういうことではないということですね。

【高山主査】 はい。

【水野副会長】 分かりました。

【橋本会長】 ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

【委員】 さっき言ったみたいに、運用基準が守られていないということは少し重要視してほしいなと思いますけどね。最終運行日から1週間以内の保管期間に手動で消去するというのはできていないし、お正月も消去する気がないのでしたら、そもそもこの議論すら無駄だと思ってしまうので、直ちにその実態に合ったものに直していかないとやはり意味がないなと思います。例えばですけど、ほかの自治体のこういう運用基準だと、1週間以内とか期間を決めるのではなくて、自動的に上書きされて消去されるまでという、それしか書いてないものも結構あるので、その方が現実的かもしれないです。そのために

人件費使うのもね、もったいないと思うので。

【橋本会長】 これは八王子市の個人情報保護に対する姿勢というようなもので、念のために念を入れておくということだと思いますけどね。でも、現実の運用とそこがあるのだとしたら、差し支えない範囲で直すべきですかね。

【 委員】 営業日で書くというのが一つの手ですよ。何営業日以内にとのことですね。余り使われない車だと、そこに入っているものが1年も2年も入って残っているのも、やはりどうかという気持ちもあるので、その辺り少し上手な書き方をするのがいいかなというふうには思います。

【橋本会長】 そうですね。そうしますと、ここの7条の4項のなお書きの部分については、現実的に差支えない範囲、実効性のあるような形で訂正していただく、改正していただくというようなことを個人的にお願いするということも含んで、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、ありがとうございました。

それでは、実施機関の方には御退席いただきたいと思います。

〔諮問第155号及び第156号の実施機関退室〕

〔答申文案配付〕

【橋本会長】 それでは、今配っていただきました155号、156号を合わせて、では、答申の朗読お願いいたします。

【高山主査】 これは別で読み上げた方がよろしいですか。それとも、同じ内容なので一つでよろしいですか。

【橋本会長】 一つで結構です。

【越智主任】 よろしいですか。はい。

では、記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の本人外収集につき、公用車にドライブレコーダーを設置することは、当該車両事故発生時の事実確認や適切な事故処理に資するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、当該ドライブレコーダーの設置に関して、公衆に明示されていること及び適正な事故処理を図ることを目的とすることから、特に必要がないと認めます。

付記、「庁舎管理課が保有する軽自動車及び普通自動車等におけるドライブレコーダーの運用基準」に基づき、個人情報の適正な管理を行うこと。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 では、こういった形で取りまとめたいと思います。ありがとうございます。

〔諮問第157号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、引き続きまして、諮問第157号の審議に移りたいと思います。

それでは、審議に先立ちまして、諮問の要旨について、実施機関から説明をお願いします。

【高山主査】 それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項「エ がん検診事業の実施における個人情報の取扱いについて」です。

まず、がん検診事業とは、がん対策基本法に基づきまして、がん予防の推進に必要な施策といたしましてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげ、市民の健康維持の促進を図ろうとする事業でございます。

本案件につきましては、がん検診を行った者のその後の経過を確認し、現行のがん検診事業の制度等について評価を行おうとするものです。また、がんに罹患した場合、がん診断を行った医療機関は、東京都立駒込病院にその旨を報告し、東京都立駒込病院においてがん登録が行われております。

この制度を利用いたしまして、本市のがん検診を行った者の個人情報を東京都に提供し、東京都のがん登録情報と照合を行うことにより、がん検診後の経過をたどることが可能になります。この照合後のデータを利用いたしまして、がん検診の評価につなげてまいりたいと考えております。つきましては、本市が保有いたしますがん検診を行った者の個人情報を東京都に外部提供するため、本審議会の御意見をお聴きする必要があるとございます。

本案件は、個人情報保護条例第12条第2項第5号の規定に基づきまして、外部提供の審議をお願いするものとなります。さらに条例第12条第3項の規定による外部提供に伴う本人への通知の省略につきましても、例外規定により御審議をお願いするものです。

詳細な事項につきましては、実施機関であります諮問担当課が医療保健部、成人健診課

でございますので、同課の職員が御説明いたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、実施機関の方から御説明をお願いしたいと思いますけども、自己紹介を兼ねながら、よろしくをお願いします。

【大山課長】 本日はよろしくお願いいたします。

医療保健部成人健診課長の大山でございます。

初めに、出席の職員を御紹介させていただきます。

私の左からになりますけれども、医療保健部成人健診課主査の新藤でございます。

【新藤主査】 新藤です。よろしくをお願いします。

【大山課長】 同じく、成人健診課主任の麻嶋でございます。

【麻嶋主任】 麻嶋です。よろしくをお願いします。

【大山課長】 同じく、主事の武藤でございます。

【武藤主事】 武藤と申します。よろしくをお願いします。

【大山課長】 それでは、諮問第157号、がん検診事業の実施における個人情報の外部提供及び本人通知の省略について、諮問文に沿って御説明申し上げます。

諮問文を御覧ください。まず、1、事務の名称でございますが、「がん検診事業」になります。続いて、2、個人情報の外部提供です。(1)の個人情報を取り扱う事務の所管課は、医療保険部成人健診課となります。(2)個人情報を提供する相手方につきましては、がん登録室が設置されております都立駒込病院、すなわち東京都になります。(3)外部提供する対象者は、平成25・26年度において八王子市の各種がん検診を受診した方。そして対象となる個人情報の項目は、氏名、生年月日、性別、住所になります。

次に、3、個人情報の外部提供を行う理由ですが、その前にがん検診事業の概略について御説明をさせていただきます。添付資料の御確認をお願いいたします。まず、資料1でございます。こちらにがん検診事業の概要と、今回、審議会に諮る必要性を文書で記載させていただいております。少し長くなりますので、子細を含め、諮問資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

そうしましたら、インデックス「実施根拠等」をお開きいただけますでしょうか。

まず、一番上のがん検診実施根拠でございます。健康増進法に基づく、厚生労働省通知、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」によっております。

また、その事業評価のあり方も示されておりますし、がん予防の推進については、がん対策基本法の中にも、自治体として必要な措置を講じることが示されております。

その下の実施趣旨になります。自治体の実施するがん検診は、住民のがんによる死亡率を減少させるため、死亡率減少効果が認められ、かつ受診する利益が不利益を上回る検診、これを「科学的根拠」と言っておりますが、この科学的根拠のある、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、この五つのがん検診を確かな質で実施するものでございます。

その下の事業評価でございます。がん検診の事業評価は精度管理と呼ばれております。実施指針であります住民の死亡率減少を確認するには、長い時間、そして多くの母数が必要になります。そこで、国は、死亡率減少を達成するための基礎自治体が遵守すべきプロセス指標というものを定めております。その指標を各々の自治体でクリアすることで、国としての住民のがんによる死亡率の減少を目指すものになります。したがって、プロセス指標の達成度は、毎年度、いずれの自治体においても同じルールで国へ報告することとなっております。

以下の表に遵守すべきプロセス指標の項目とその目標値、許容値等をお示ししてまいります。

それでは、がん検診の事業評価、精度管理を確認させていただきながら、「現状と課題」というインデックスの資料に基づきまして説明させていただきます。そちらを開いていただけますでしょうか。

がん検診は、まず、がんの疑いがあるのかないのか、そして、がんの疑いがあり、精密検査が必要と判定された方が精密検査を受けたのか受けていないのか、最後に、その結果としまして、がんが発見されたのかどうかまでを追跡し、終了となります。

すなわち現状のがん検診事業評価は、適切な範囲でがんを疑い、その方を精密検査に結び付け、その結果を把握することにあります。

特に自治体の評価で重要視されるのは、がんを疑った方が保険診療で精密検査を実施する割合です。これを「精検受診率」と呼んでおります。

がん検診そのものはがんの疑いをかけるスクリーニングの検査になりますので、実際ががんであるか否かは精密検査を実施していただかなければ分かりません。裏を返しますと、精密検査を受けていただかない限り、がん検診を受診すること自体、意味のないことになってしまいます。

本市におきましては、八王子市医師会との連携により、精検受診率を向上させる取組み、つまり精密検査を実施した医療機関から市に報告が上がるような体制を整備し、かつ精密検査が必要と判定された市民本人の聞き取りも実施する中で、結果把握に努めているところでございます。結果として、56万人という人口規模も考慮し、全国トップクラスのがん検診実施体制との評価を受けているところでございます。

一方で、精密検査を受けたかどうか分からない方、これを「未把握」と呼んでおりますけれども、フロー図でいいますと、真ん中の点線で囲った丸の部分になります。

この未把握は少数ながら生じてまいります。この方々は精密検査を受けていないのか。そして確認段階では「受けていない」と答えた方、これを「未受診」と呼んでおりますが、未把握の左下の点線で囲った丸の部分になります。

未受診はその後の精密検査を本当に受けていないのか。そして受けているのであれば、その結果を把握する必要がございます。さらには、把握している精密検査の結果自体を検証し、正しく情報収集し、適切に管理しているのかについても確認していく必要がございます。

そして、今、お話ししましたとおり、現行のがん検診事業につきましては、フロー図の右側の点線の部分になりますけれども、最初のがんを疑った方がどうであったか、そこだけが事業評価の対象となっております。

しかしながら、フロー図の左側の点線の部分でございますけれども、当初に異常なしと判定した方からも、そもそも本当にかんが出ていないのか、このことを「偽陰性」と呼んでおりますけれども、その検証は、本市はもとより全国どの自治体においてもなされておりませんが、がん検診事業の本質を鑑みますと、偽陰性症例の検証も当然必要になってまいります。

そこで、申し訳ございません、諮問文にお戻りいただきまして、3の個人情報の外部提供を行う理由になります。

まず、本市が保有するがん検診を受診された方の情報を東京都立駒込病院のがん登録情報と照合することで、がんと診断された方の情報を適切に把握するとともに、現行の事業を評価するためです。

また、本市が都立駒込病院から市内在住者の登録情報を受けた場合、本市から転出者の情報が漏れてまいります。精度が高い情報の抽出を求める本事業においては、本市が保有する個人情報を同病院に提供し、照合することが望ましいためです。

ここで、がん登録について説明させていただきます。

最後、「がん登録法」というインデックスのものでございますけれども、こちらに資料を付けておりますが、平成26年5月に、がん登録等の推進に関する法律が施行されました。これにより、都道府県単位で本市に住民登録のあり方に加え、住民登録外であっても、当市内の医療機関を受診し、がんと診断された、または治療している方の情報も一元管理されるようになりました。

また、同法はがん登録で得られた、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握、分析、調査研究を進めることで、がん対策の一層の充実に資することを目的としております。

同第19条では、都道府県知事は、市町村からがん対策の企画立案又は実施に必要ながんにかかわる調査研究のため、情報提供を求められた際には提供を行うものと規定されております。

では、本審議会で本件が承認された後の流れについて説明させていただきます。

資料でございますが、事務の流れというものになります。

資料4というものになります。それをお開きください。

本審議会で外部提供が認められますと、東京都に対し、 の部分になりますが、がん登録情報等提供依頼申請書を提出いたします。

そして、そのうち としまして、東京都がん登録審議会で審議され、そこでも承諾されますと、 になりますが、本市からがん検診受診者データを提供いたします。

そして、 でございます。がん登録室内で照合作業が行われ、がんと診断された方の情報はひも付けられ、 としまして本市に戻ってまいります。その後、 でございますけれども、本市の中でデータ利用、すなわち検証・評価を行うことになります。

続いて、本市での事業評価・再構築につきまして説明をいたします。

その一番後ろの資料、照合後というものを御覧いただけますでしょうか。

がん検診種別ごと、検査方法、検診を担っていただく医療機関の自主体制によっても異なる部分はあります。ただし、まずは感度・特異度の数字上の把握は可能になります。

感度というのは、がんを疑った精密検査が必要と判定された方から、どの程度、がんが発見されているのか。また、特異度とは、がんを疑わなかった方、異常なしとした方からがんが発見されていないかというものでございます。

がん検診受診者の検診結果とがん登録者を照らし合わせることで、検診結果の妥当性、精検結果把握の正確性、さらに未受診・未把握者の最終的な結果も把握し、がん検診事業

の実施体制の検証を行います。

がん検診の結果とがん登録情報の照合においては、個人は特定されるものですが、がん検診事業の目的に沿った利用です。本人を特定して、その結果を公表したり、個人にお戻ししたりすることはございません。

がん検診事業の質の向上、住民サービスの向上のため、市とがん登録等の推進に関する法律に基づき、指定登録された医師会、医師等、限られたものだけが情報を扱うこととなります。

そうしましたら、諮問文にお戻りいただけますでしょうか。

4の本人通知の省略を行う理由でございます。

本件、個人情報の外部提供は、がん検診事業における現行事業を評価し、必要に応じ実施体制を再構築するものです。より質の高いがん検診事業、すなわち住民サービスを提供することを最終的な目的としており、公衆衛生施策として必要なものでございます。

照合の結果得られた個人情報は、市及び医療機関が医学的見地に基づく症例検討に用います。がんの早期発見など、市民の健康維持増進に寄与するものであり、特定の個人に対する利用及び公表するものではないため、本人に特段の不利益が生じるものではありません。

以上のことから、本人が通知を受けても本人に選択する余地がなく、かつ、通知を要する対象者が約10万人と大量であるため、本人通知について省略するものでございます。

次に、5番、個人情報の外部提供を行う期間です。

東京都がん登録審議会承認後から照合データの提供を受けるまでの期間となります。

最後、6の部分です。個人情報の保護措置です。

個人情報を提供する相手方、東京都は、次の条件を付します。

一つ目としまして、個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外の使用及び外部提供を禁止すること。

二つ目としまして、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄することとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

【橋本会長】 それでは、いかがでしょうか、御質問等ございましたら。

【 委員】 1点だけ質問させてください。

【橋本会長】 どうぞ。

【 委員】 これは、今回一回だけ実施するという話なのですか。それともしかるべきピリオドが来たら、また何回も行うということなのでしょうか。

【大山課長】 今後、継続して実施してまいりたいと考えております。

今回、提供するのは25年度、26年度のデータでございます。

【 委員】 そうすると、今後、提供するときには、再度審議を受けることになるという理解でよろしいのですか。

【大山課長】 これは年度を区切ってだと、そういうことになると思います。

【 委員】 なる。そうですね。

【大山課長】 本件は、過去のデータでございますので、審議会におかけしておりますけれども、これからの検診については、本人同意をとった上で実施します。何年か実施する予定ではありますが、今後は審議会への諮問の必要はなくなり、本人同意をいただいた上で提供する形になります。

【 委員】 分かりました。ありがとうございます。

【 委員】 かなり多岐にわたっているのですが、質問もすごく難しいのですが、まず、大原則として、今回はいわゆる法律が国によって定められて、今までかなりばらばらに行ってきた。ばらばらというか、病院で行ってきたがん登録と都道府県で行ってきた患者登録では、いろいろな弊害というか、有効利用ができないで、国が法律で決めて、国が一括管理しましょうと、そういう法律が決まった。今回、この二つの年度に関しては、提供することに関して、個人情報保護がその自治体に定められているので、この場で諮問・答申している。大枠はそういう流れでよろしいのですよ。

そこで本人同意という話が出てしまったので、あれと思ったのは、必ず本人同意するのですか。同意がなければ出さないのですか。

【大山課長】 今後のところですか。

【 委員】 通知は省略したいというのは分かるのですが、本人同意ということに関して言うと、この二十何年度からどうこうに関しては、一々、同意をとっているわけではないのですよね。

【大山課長】 今回、諮問させていただいている部分については、一切、同意はいただいていません。

【 委員】 そういうことですね。はい。私自身は、今後も同意は必要ないと思っているのですが、一応、大きい枠組みはそういうことですね。今、何か、同意の話

が出たので、混乱してしまうのではないのかなと思ひまして。

【大山課長】 すみません。少し説明が至らなくて申し訳ございません。

【 委員】 では、質問として、現状と課題というところで、本市である八王子市の実例があるのですけれども、これはあくまで今回の答申とは関係ないかもしれませんが、**「実施機関からの報告と市民への聞き取り等による」**とあるのですけれども、これは義務付けられているわけではなくて、医療機関に関しても、必ずしも協力しないところもあるわけですよね。受診した人間に対して必ず100%報告しているというふうに考えてよろしいですか。

【新藤主査】 公的に100%報告しなくてはいけないということではなくて、厚労省が出しているガイドライン等で、それについて答えることについては個人情報の保護の外にありますよということが出ています。ただ、それに基づいて、100%必ず返してもらえるかということ、そういうわけではないです。

【 委員】 単純に聞きたいのは、八王子は結構いい成績があるというお話だったので、実際には何%ぐらい回答してくれているのですか。

【新藤主査】 市内であれば、ほぼ100%近いです。

【 委員】 八王子市の場合は、結構、協力的であるということですね。

【新藤主査】 はい。

【 委員】 また、本人、市民への聞き取り等というのは、具体的にはどんなことを聞いているのでしょうか。

【新藤主査】 精密検査が必要だと判定された方に対して、結果が分からない状態の方については、直接、お電話をして、今、状況はどうですかと、受けていないのであれば受けてくださいというようなことをお聞きしています。もしくは、その場で、実は受けていましたという回答をいただければ、そのことを把握していくということになります。

【 委員】 それはがん検診を受けた人間の情報は、検診なので費用等の負担が八王子市にくるので、少なくとも把握されている方に連絡は100%するということですか。

【新藤主査】 そうですね。

【 委員】 やはりその回答率というのは、人によっては答えてくれないという人もいるかとは思いますが、これは、大体、協力的と考えてよろしいのですか。

【新藤主査】 そこはやはり難しいところで、理解をいただけないこともございますけれども、基本的には、市は受けていないという情報も必要なのですけれども、受けていない

のであれば、受けてくださいというお願いでもあるので、そういったことの勧奨的な効果もあるかなと考えております。

【 委員】 先ほどの順番にというお話があったのですが、この二つの名簿で約10万人の方が受診しているということによろしいですか。

【新藤主査】 そうですね。

【大山課長】 種類もいろいろありますので。

【 委員】 分かりました。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【 委員】 参考までに聞きたいだけなのですが、これは、全部の地方公共団体で実施しているのですよね。

【大山課長】 この照会ですか。

【 委員】 はい。

【大山課長】 いいえ。

【 委員】 やっていないのですか。

【大山課長】 これは実施していないですね。

【 委員】 ああ、なるほど。では、これは協力したいという市だけが行っている感じですか。

【大山課長】 いえ。本市の事業の評価として、調べていくべきだということがございますので、がん登録という制度もできた中、提供することになりますが。

【高山主査】 自発的な事業かどうかの御質問です。

【大山課長】 そうですね。

【 委員】 なるほど、何か少しほかとの比較しようがなく。いや、先ほど法律の根拠の話が少し出たのですが、私が法律を読む限りは、さっぱり分からない。これが根拠というか、具体的な根拠条文ではないので。もちろんいろいろなことを実施していいというふうな意味だと思ったのですが、私、この指針を読んでおらず、ガイドライン自体も読んでいないので。これは全国の地方公共団体に協力を求めている内容なのかなと漠然と思っていたのですが、そういうわけでもないのですか。

【大山課長】 そういうわけではないです。

【 委員】 ないのですか。では、これは、八王子市が本当に積極的に、なるべくいろいろな形で事業をする中で、この事業を実施するということですか。

【大山課長】　　そうですね。

【　　委員】　　なるほど。そうすると難しいな。何か、余計難しいですね。なかなかジャッジが難しいですね。なるほど、そういうことですか。

　　そうすると、私なんか素人だから、必要性が何か分からない。

【新藤主査】　　そうですね。まず、このがん検診事業自体が、健康増進法には規定されているのですが、まだ、努力義務ということがあります。例えば、自治体の中では、お示しした五つのがん検診以外のがん検診を実施しているところもあります。それがいいかどうかというのは、また別の考えだと思いますけれども。

【　　委員】　　ああ、そうですね。

【新藤主査】　　まずは国としては、この五つのがん検診をしっかりと実施しないと死亡率は下がりませんよということを示しています。その死亡率が下がるかどうかを確認するには、申し上げたプロセスをしっかりと守って国に報告してくださいということです。

　　ただ、そのプロセスを守るのも自治体によって、やはりルールをしっかりと守って、手前みそですが、八王子市のように適切に実施しているかどうかということも、先ほど申し上げたとおり、これは全国的に本市を評価いただいている中で、まず、そのがん検診のリーディングシティとして、いち早く、がん登録情報と突合して、今追っている本市の情報が本当に正しいかどうか、もしくはその未受診、未把握という人をしっかりと把握して、より精度の高いものを国に報告していくというところで、先ほど申し上げたとおり、自発的、先進的な取組みということになります。

【　　委員】　　よろしいですか。

【橋本会長】　　どうぞ。

【　　委員】　　確かにこれは膨大で読み解くのに時間がかかるのですが、このインデックスでいくと、「国評価基準」というページがございまして、こちらに6番と7番で把握と参加とあるけど、要約すると、この二つを行うためのものということなのでしょうか。

　　今、事業評価の話がされているけど、事業評価の中で指針になるものが6番のがんの把握という点と、7番のがん登録への参加、このことで統計情報を高めていくということですか。

【新藤主査】　　そうですね。

【　　委員】　　そういうことですよ。

【新藤主査】　　はい。

【 委員】 それには8割のがん検診受診のデータを渡さなければいけないし、向こうからも受領しなければいけないので、ということですか。ただ、個人にフィードバックするというのではないというふうに説明されていましたよね。

【新藤主査】 そうです。

【 委員】 そういうことですよ。

【新藤主査】 はい。

【 委員】 では、今まで、電話でされていたことが、電話というか、個別に問合せをしなければいけなかったものが、この新しい枠組みの中では追いかけてもよくなるということではないですか。

【新藤主査】 そういうことではないですね。まず、市が実施すべきことはしっかりと行わなければいけないということがありますし、その実施の方法が正しいのかどうかという評価もしなければいけないです。また、このがん登録というのは、がんになった後、先の話なのですよね、この結果が分かってくるというのは。

例えば、なぜ25、26年度としているかということ、今、ようやくこの辺りの方たちのがんになってからの情報が東京都に集まり出したというところになっています。まず、我々がやるべきことはしっかりと実施していく、その上で、しっかりと把握の照合性を高めていくということになるかと思います。

【 委員】 ということは、25、26年度に受診をした。少し疑いがあったりしたけれど、余りしっかりと検査をしなかった。例えば5年後、去年とかにがんになられて、向こうにデータが入っていてということが把握できるということですか。

【新藤主査】 そうですね。やはり診療した医療機関からの届出というところに時間がかかってしまうこともあるかと思います。また都でもそれを情報として固めていくという作業もあるので、やはりそこに時間を要しているということだと思います。

【 委員】 具体的にデータを登録センターから八王子市が受けて、個別にフィードバックするわけではないのですけれど、医師会というようなお話がありましたけど、どういった活用の方法というか、どのようにしていくのですか。

【新藤主査】 まずは、ここで言いますと、この偽陰性というところで言いますと、異常がなしと市が診断した方に対して、その方の中からがんが出ていないかというのを確認しないとけません。

がん検診事業というのは100%がんを見つけられるというものでもないもので、ただ、そ

中でもこういったぐらいの割合で入っているのかというのをしっかりと把握していくところですよ。

それから、例えば胃がんですとか、肺がんですとか、マンモグラフィーとか、フィルムを撮ったものについては、その画像で検証が可能になる部分もあります。

それは一つ一つの医療機関に戻せないところもあるのですが、その中で可能な範囲で、例えば医師会の理事の先生方だけとか、そういった中で、個人を特定しない形で、この方が実は異常なしとしたのですが、結果的に異常ありということになっていました。これを診断できますかというような形で、その技術の向上とかにも資するのかなというふうには思っております。

【 委員】 結局、またおおごとなのですが、ウェブで見ると、がん登録というのは昔から行ってきたわけですよ。そのやり方が2016年1月に全国がん登録という制度に変わりました。がん登録という制度で、今までは国立がん研究センターが集約していたものが、2018年1月からは国が一旦引き上げます。そのためには各都道府県、東京都の場合は、駒込病院に設置したそのセンターに各医療機関から出しますという話が、まず、大前提があるわけですね。

【大山課長】 そうです。

【 委員】 今回、ここで議論しているのは、そういう制度になって、あくまでも検診事業という、自治体の予算を使って実施している。これを事業評価するために、ここにある個人情報を提供する。第三者提供に当たるから、それに対してどうかを判断してくれと、そういう話ですよ。

【大山課長】 はい。

【 委員】 何か、がん登録の話と事業評価の話が、もちろん一緒なのでしょうけれど、そこを整理していかないと、どうしても質問があっちこっちにしなければ理解できないという感じになっている。がん登録制度自体はまるきり別の話、新しく始まりましたということですよ。

【大山課長】 それは、別にありますので。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【 委員】 なかなか複雑な内容で十分理解し切れていないのですが、個人情報の外部提供で、外部提供する個人情報の項目なのですが、個人情報の氏名、生年月日、性別、住所とあるのですが、がん検診を受けているか受けていないかとか、要精検になった

か、なっていないかとか、そういう情報は提供されないのですか。

【新藤主査】 提供しません。この四つの項目だけです。

【 委員】 そういうシステムなのですね。なるほど。

【 委員】 この人たちについてのデータをくださいというだけなのですよ。

【新藤主査】 はい。

【 委員】 ああ、なるほど。この人たちのデータをということですか。

【新藤主査】 本市から提供する人たちにひも付けて返してくださいということです。

【 委員】 なるほど、こちらから提供するというよりかは、むしろ情報を受けるといことですか。

【大山課長】 はい。

【 委員】 ああ、なるほど、そういうことですか。

【 委員】 問合せがあるのですよね。

【 委員】 ああ、なるほど。

あと、また別の話なのですが、4のところ、本人通知の省略を行う理由の最後のところ。「以上のことから、本人が通知を受けても本人に選択する余地がなく」という表現があるのですけれども、それが少し、何か、ひっかかるというか、私が内容を理解してないのかもしれないのですが、いや、別に本人が嫌だと言えば、それは選択できるのではないですかね。「余地がない」という意味がよく分からない。

【高山主査】 その御質問に関しては事務局がお答えいたします。

外部提供を行った際に本人に通知しなければいけないという規定になっておりまして、要は外部提供した後に本人通知をしても、もう選択の余地がその段階ではありませんということ。八王子市が定めております個人情報保護事務の手引というものがございまして、その解釈の中でこういったケースを想定しております。

【 委員】 提供は、いずれにせよ、もうされているというか、そういうことなのですかね。

【高山主査】 はい。

【 委員】 なので、もう後から選択する余地がないということですかね。

【高山主査】 はい。

【 委員】 なるほど。

【高山主査】 外部提供をして返ってきた情報について、その後、仮に市が何かアクシ

ョンを起こすとき、それについて拒否権がある場合については、通知をいたします。例えば、私はそういうことは求めませんというような回答をする機会が必要だと思います。フィードバックをするのであれば、拒否するということがあり得ますので、通知の必要があると考えます。

【 委員】 この前の辺りに書いてあることからすると、医学的見地とか、健康増進とかの公益的な理由が大きいので、本人通知を省略するという説明もあるのですかね。そういうわけではないですか。

【大山課長】 もちろんあります。

【 委員】 それもある。いや、ここの文章を読むと、何か、「選択する余地がなく」というところが、知っている人は、分かる人は分かるのだけでも、分からない人からすると、何か、本人の選択権を奪っているような印象を受けかねないかなというのが気になったかなのですけども。

だから、むしろ実質は、公益的な意味が大きいということと、人数が物すごく多いので難しいというか、現実的ではないというのが理由である気がします。

【大山課長】 そうですね。あとは個人に直接配慮したものではないので。

【 委員】 分かりました。既に提供していて、もう本人に選択することができないということだということなので、分かりました。少し表現がひっかかったかなということです。

【高山主査】 実は事前に、会長に御説明に行った際にも同じような指摘を受けておりまして、それをなるべくかみ砕いた形で書いたのですが。

外部提供する理由としては、公益性の理由を基に審議会に御意見をいただいて答申をいただきます。ただし、本人通知の省略については、公益上、必要だから通知を省略できるとは、条文に規定しておりません。諮問文にお書きしたように、大量の通知でありますとか、本人の判断の余地がないですとか、解釈の中でこのような理由とさせていただいております。

【 委員】 事務手引というのがあるのですね。

【高山主査】 はい。

【 委員】 ああ、なるほど。

【 委員】 すごい昔にもらったものですけど。

【 委員】 分かりました。少しひっかかったので、確認させていただきました。

【橋本会長】 少しだけ変な表現ですよ、確かにね。

【高山主査】 言いわけになってまいりますが、前置きをせず、単純に「大量の通知で本人の選択する余地がないため」という理由だけでもよかったのですが、本人通知を省略する理由が少しでもあったほうが御納得いただけるかと考えました。

【 委員】 この文書を読んだときに、ふっと入ってこないというか、流れが少し分かりにくいというか、それは感じましたのでお聞きしました。

【橋本会長】 どうでしょう。

どうぞ。

【 委員】 インデックスの事業概要の書類なのですが、タイトルが「諮問の必要性」というふうに書いてあります。諮問の必要性というのは、何か、法律でこうなっているからいいのですというふうに思えます。

最後のところ、「以上、現状のがん検診事業を評価し、必要に応じさらに高い精度のがん検診実施体制を再構築」ということなのですが、実際、全員のデータを照会して、データをいただいて、先ほどおっしゃったように、医師会であるとか、いろいろいかずということなのですが、高い精度のがん検診実施体制の再構築とは、具体的に何がよくなるのでしょうか。

【新藤主査】 一番は、先ほど申し上げたとおり、未把握というのは、結果的にどうだったかというのが分からない人たちがいるということです。それをまずしっかりと把握しないと、数字として固めることができないということがあります。

また、例えば、これは少し具体的で専門的な話になってしまうのですが、例えば、皆さん御存じかと思うのですが、大腸がん検診ですと、便の潜血検査、あの中に血液がどれだけ混じっているかという量で要精密検査かどうかというのを判断しています。その一定程度の数値を決めているのですけれども、それ以上の方であると精密検査が必要で、がんがあるかどうかを見ています。

逆に言うと、それより低かったときに本当にがんが出ていないのか、この決めている値を少し下げましょうかとか、そういった医学的な話もドクターとできるというふうには思います。

【 委員】 なるほど。では、市でというよりは、割と医師会の方にとって判断する材料がより多くなるということですね。

【新藤主査】 そうですね。どちらかということ、市は事務が専門となり、医者ではあり

ませんので、そういった医学的な見地は、医師会の先生方と話して決めていることかなというふうに思います。

【 委員】 そうしますと、外部提供が必要であるということの公益上の必要性というのは、一言で言うとどういうことになるのですかね。

【新藤主査】 がん検診の質の向上ということになると考えます。

【 委員】 それは、住民にとっても利益を与えることになりませぬということでしょうかね。

【新藤主査】 はい。

【 委員】 「特定の個人に対する利用及び公表するものではない」と。

【新藤主査】 はい。

【 委員】 その点、確認ですけど、フィードバックはしないのですよね。

【新藤主査】 はい。

【 委員】 しないですよね。先ほど事務局が、ちらっと「フィードバックするときは」というふうにおっしゃったのですが、しないですよね。

【新藤主査】 個人に対しては、フィードバックはしません。

【 委員】 そういうことを目的としているわけではないのですよね。

【新藤主査】 はい。

【 委員】 25年度、26年度についてはこういったことで実施し、今後、もう次のアクションとしては、未来に行う検診に対しては、個人に同意をいただくということでしたよね

【新藤主査】 そうですね。そういった精密検査になったときですが、実は文言として、結果を追わせていただきますよというのは書いてあって、そこに同意をいただいているんですけど、その中に「がん登録室に照合する」という文言が抜けています。そういったことを入れていくということかなというふうには思います。

【 委員】 この案件の諮問は、今回限りでしょうか。

【新藤主査】 解釈については事務局が判断しますが、例えば同じもので、年度が変わったときに、再度諮問にかけなくてはいけないのかどうかというところと言うと、検診は、31年度まで実施していますので、25、26年度は諮問にかけましたが、27年度以降の5年間については、同意をいただいていないような状況になっています。そのときに全く同じ内容で諮問をかける必要があるかどうかというのは、事務局と相談をすることかなというふ

うには思います。

【 委員】 そうですね。

【高山主査】 今回の諮問の内容としましては、25年度、26年度とはっきり書いていますので、27年度以降、もし本人同意がとれていないのであれば、諮問の必要はあると考えます。

【 委員】 分かりました。

【 委員】 同意がなくても検診は受けられるのですよね。ただ、同意はとるということですよね。

【大山課長】 検診そのものですか。

【 委員】 はい。

【大山課長】 おっしゃるとおりです。

【 委員】 そうですね。そういうことになるのですよね。

【大山課長】 基本的には、同意してくださいとお願いにはなると思います。

【 委員】 もちろんそうなのですが、でも、同意と引きかえではないですよね。

【大山課長】 はい。

【橋本会長】 同意をとるというのは、例えば検診を受けた方については、その氏名、生年月日、性別、住所について都立駒込病院に情報を提供する可能性がありますということですよね。

【大山課長】 はい。

【橋本会長】 というふうなことは、一応、断っている。断るということですね。

【大山課長】 そうですね。今後はそういう形にします。

【橋本会長】 そういうふうを実施していく。

【大山課長】 はい。

【橋本会長】 本人の同意をとってから提供する実施方法とするということです。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

では、ありがとうございました。

〔 諮問第157号の実施機関退室 〕

〔 答申文案配付 〕

【橋本会長】 ありがとうございました。

それでは、答申案を用意していただきましたので、朗読をお願いいたします。

【越智主任】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の外部提供については、より質の高いがん検診事業、すなわち住民サービスを提供することを最終的な目的としており、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、本人が通知を受けても本人に選択する余地がなく、かつ、対象者への通知数が大量であり、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われるため、特に必要がないと認めます。

付記、個人情報の外部提供先となる東京都に対しては、次の条件を付する。

(1) 個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外への使用及び外部提供を禁止すること。

(2) 不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

どうでしょうか。

先生、先ほど御質問にあった「本人に選択する余地がなくて」、この部分についてはいかがですか。

【 委員】 この部分は、この文面だけを見るとさらに違和感があるというか。

【橋本会長】 そうですね。

【 委員】 先ほどは、もう少し説明があったので、多少は分かりましたが、仮にこの紙だけ見たときに「選択する余地がなく」と言われてしまうとどうですかね。

【橋本会長】 少し脈絡だけから見ると、意味不明のところがありますが、ここはどうしましょうか。

【 委員】 条例はどういう条文になっているのですかね。

事務指針はともかく、条例自身の文言はどうなのですか。

【高山主査】 お手元の冊子、個人情報保護条例第12条になります。

12条3項に規定しております。実施機関は、前項第4号、第5号、今回でいいますと第5号に該当しますが、規定に該当することにより目的外利用等をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて、特に必要がないと認めるときはその限りではないという条文になっております。

【 委員】 それで、どうして、そもそもこの言葉を入れなくてはいけないのですか。

【高山主査】 この言葉を。答申上ということですか。

【 委員】 はい。答申上、なぜ「本人が通知を受けても本人に選択の余地がなく」という言葉を入れなくてはいけないのでしょうか。

【高山主査】 これは、個人情報の保護条例の手引がございまして、条例 1 2 条 4 項の解釈をこのような形で解釈しております。

【 委員】 手引は、要するに内規でしょう。

【高山主査】 はい。この文言については、過去の答申におきましても同じもの文言となっておりまして、今回も引用しております。この文言が必ずしも正しいということではありませんが、この文言で今まで答申しております。

また、内規と言われました解釈につきましても、審議会の中で、このようなものであれば省略していいだろうという御意見いただいた上での運用になっております。

【 委員】 「また」以下というのは余り条例と関係がないわけですよ。

【高山主査】 はい。

【 委員】 要するに、付加的に説明で入れているだけではないですか。

【高山主査】 はい。

【 委員】 基本的には、前段だけで足りる。条文との整合性を保っているわけですよ。

【高山主査】 はい。

【 委員】 12条 3 項は適用できないと、通知だけいなくなるわけですよ。

【高山主査】 本人通知の省略をお認めいただければですが。

【 委員】 だから、「また」以下は、12条 3 項ただし書きのことを言っているのですよね。

【 委員】 ただし書きですよ。

【高山主査】 はい。

【 委員】 特に必要ではないと見る具体的な内容として。

【 委員】 「また」以下は、必要がないと認めますという結論が必要で、本人通知は必要ありませんということを行っているのですよね。今、問題になっているのは、その必要ない理由は何かということですよ。

【橋本会長】 そこが、本人に選択する余地がないということは、必要ないということの理由になるかということですが。

【 委員】 言われても困りますよということなのですけど。

【橋本会長】　　そうですね。困りますよね。

【　　委員】　　少し何か、確かに理解しにくい文章ではある。

【　　委員】　　よろしいですか。

【橋本会長】　　どうぞ。

【　　委員】　　個人的な意見では、「また」以下の先ほど　委員がおっしゃったような、「本人が通知を受けても本人に選択する余地がなく」ということは省略しても、本人通知の省略の十分説明になっているのではないのかなと思います。

なぜかという、やはり私の考え方は、自分の情報は、いつ、どこで、誰がどう使ったかというのは、将来的には開示する権利をしっかりと作っていかなければいけないという立場の人間なので、やはりこれを入れられてしまうと、何か、すごく違和感があります。

だから、むしろこの部分を削っても、現時点では、対象者の通知というか、10万通が大量かなど、いろいろな意見があるかもしれませんが、どうしても必要でしたら「大量であり、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われるため」だけで十分ではないのかなというのが私の考えですけどね。

【　　委員】　　私も、おっしゃるとおりだと思います。

【高山主査】　　「選択の余地がなく」という文言を入れてしまっているから、かえって誤解を生じさせてしまっているということですね。

【　　委員】　　じゃないのかなと。

【　　委員】　　いや、おっしゃることはとても分かるのですが、通知するのが大量だったらいつでも省略してよいのかと言われると、そうは言えないような気もするので、何か、これはもう言われてもしょうがないでしょうということが言いたいのです。

通知されても、もう実施しているのだから、その後、何もアクションをとれないでもしようがない。だから、通知してもしようがないのよと、こう言いたいのだと思うのですが、それをもう少し分かりやすい文章で書けないかなと思っているところなのですよね。

【　　委員】　　私はね、やはり12条2項の要件を満たすのが本質的な問題ではないですか。そこでもう満たす以上は、正直言って、公告だっていいのですよ。通知ではなくてね。

【高山主査】　　はい。

【　　委員】　　だから、正直言うと、2項のところ、もうその審議会としては実質的に保護に当たるとというのが、その判断が一番重い話であって、あとはもう本当に手続的に公告するのか、通知するのかと、いろいろなやり方があるところを、御丁寧に「通知」

と入れてしまったから、そういう少しジレンマが生じるわけではないですか。

だから、私は、そこは、本当に正直言うと、すごく、先生がおっしゃったのもすごく分かるのですが、何となくいいのかなという気は少しするのですよね。

親切ですよ。通知は、大体、どこの地方公共団体も行うのですかね。

私は、むしろ、何か通知をしなければならないというのは、「えっ」と思うぐらいです。

正直言うと、ほかの地方公共団体では、余り見たことがないです。

そもそも公益上必要があると審議会が決定して、その文書は公開されるわけですよ。以上ですよ。だから、何か、それ以上に、何となくやっていることの方が少ないような気はしますけれども。親切だなとは思いますが。

いずれにしても、この言葉が分かりにくいのは事実なので、いずれにしても、書くのであれば書いた方がいいかなとは思いますが、なくてもいいです。

【 委員】 いいですか。

【橋本会長】 はい。

【 委員】 なかなか難しいのですが、確かに「本人が通知を受けても、本人に選択する余地がなく」というところを削っても、その後に「本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われるため」という文章があるので、そこで何とか、ぎりぎりクリアできるのかなとは思いますが。

【 委員】 だから、ついては、大量であり、「かつ」ですよ、多分、「かつ」をその後に入れるのがいいのでしょうか。

【 委員】 大量であり、「かつ」そんなに不利益もないので、ということですか。

【 委員】 「かつ」ということですよ。

【橋本会長】 では、そうでしょうか。

【 委員】 そうしましょう。

【橋本会長】 では、その「本人が通知を受けても本人に選択する余地がない」、これはもうデータが向こうに行っていて、客観的なデータとして向こうに存在しているということですよ。

【高山主査】 はい。

【橋本会長】 では、いいですかね。その部分で、このデータの使い方が具体的にその本人に何か不利益を与えるというわけでもないという話なのではないでしょうか。

では、ここは省略して。

【 委員】 順番はこのままでいいのですかね。

【橋本会長】 これ、逆でいいのですかね。

【 委員】 その方がいいですよ。

【橋本会長】 多量だというのが後に来る方がいいのかもしれないですね。

【 委員】 そうですね。なるほど。

【橋本会長】 そうですね。

接続詞は何にしましょう。「かつ」でもいいですか。

これでよろしいでしょうか。

では、訂正したところだけ改めて読んでいただいて、それで確定たしましょうか。

【越智主任】 では、改めて読ませいただきます。

「また」以降を読ませさせていただきます。

また、本人通知については、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われ、かつ対象者への通知数が大量であるため、特に必要がないと認めます。

【橋本会長】 これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 では、これで御異議なければ、これをもって答申ということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議事項は終わりということでございますが、報告事項が1件ございます。では、事務局からお願いいたします。

【越智主任】 それでは、報告事項、個人情報を取り扱う事務の届出について報告いたします。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を、開始、変更、廃止する際には市長に対する届出義務が規定されております。

本件は、同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会へ報告するものです。

青インデックスの報告資料を御覧ください。

前回の審議会以降、実施機関から開始の届出が3件ございました。

各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとさせていただきます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございました。

これについてはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問とかがなければ、これで報告事項は終わらせていただきます。

続きまして、その他でございますけれども、事務局からよろしく願いいたします。

【大津課長】 本市の情報公開制度や個人情報保護制度におきましては、運営について御審議をいただき、深く感謝を申し上げます。

私からの報告が2点ほどございます。

1点目でございますけれども、委員の皆様の任期が令和2年6月末をもって満了いたします。この後、日程調整をさせていただきますけれども、来年6月が現任期の最後の審議会になる予定でございます。

なお、委員の皆様には高い専門性と多くの御経験が必要であり、審議会といたしましては、継続性も大変重要であると考えております。このため、市といたしましては、学識経験者の委員の皆様にはぜひ委員の継続をお願いしたいと考えておりますので、皆さん、よろしく願いいたします。

今後、担当から継続の意向を確認させていただきますので、本市の両制度の適正な運営に対しまして、引き続き、御指導、御鞭撻のほどをよろしく願いいたします。

また、二点目でございますけれども、情報公開制度との両輪として考えられております「公文書の管理に関する条例」でございます。こちらにつきましては、今、本市におきまして制定する予定で準備をしております。

「公文書等の管理に関する法律」により、条例整備を求められておるところでございますけれども、本市では市制100周年事業の一つとして、市史編さん事業において活用した資料を広く市民の皆様に御利用いただきたいという思いから、また、自治体運営の基礎となる公文書の作成、保存など、条例制定により、さらに適正な公文書の管理に努めていこうというような意向から条例を制定することとなりました。

現在、本市におきましては、12月の市議会定例会の最中ございまして、「公文書の管理に関する条例」議案を上程しているところでございます。この議案が議決されましたら、来年4月から条例の施行というスケジュールになっております。

本審議会には直接影響があることではありませんけれども、情報公開制度の基盤となる公文書管理制度の充実も進めておりますので、御報告をここでさせていただきました。

私からは以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。

では、次回の日程ということについてでございますが。

【高山主査】 では、次回の日程の調整をお願いいたします。

審議会の開催につきましては、事前の日程を決めることで多くの委員の皆様にご出席いただいております。次回の日程につきまして、会長と事前に調整をさせていただいておりますので、この場での御調整をお願いいたします。

では、候補日でございますが、今回は、先ほどの説明にありましたとおり、6月を予定しております。候補日ですが、6月12日金曜日、24日水曜日、26日金曜日。

繰り返します。6月12日、24日、26日。

時間帯は、10時から、または3時からを予定しております。

既に差し支えのある方はおられますか。

【 委員】 金曜日は難しいです。すみません。

【高山主査】 そうすると、24日水曜日ということになりますか。

【 委員】 できれば水曜日は外してほしいのですが。

【高山主査】 そうすると、ほかの委員の方のスケジュールを鑑みまして、多い方で決定させていただければと思いますが。

【 委員】 でも、もう決めてもいただいた方がありがたいですよ。

【高山主査】 はい。それでは、水曜日か、金曜日かというところで、今、お一人ずつ差支えということでしたが。

【 委員】 私は調整可能だとは思いますが、できればということです。

ほかの皆さんがどうなるか。

【橋本会長】 ほかのメンバーに当たってみますか。

【 委員】 ごめんなさい。私、どうしても金曜日は講義日なので、難しいのですが、私には外していただいて大丈夫です。

月、水曜日が一番ありがたいんですけど。

【橋本会長】 月曜日でも構わないですよ。

【高山主査】 会長から、月曜日でも構いませんというお話がありました。

【 委員】 私も、先であれば、調整するように努めますので。

【橋本会長】 そうすると、例えば6月15日も候補に入れてということであればいかが

ですか。

【高山主査】 会長から6月15日月曜日という御提案がありました、いかがでしょうか。

【橋本会長】 15日にいたしますか。では、6月15日にいたしましょうか。

【高山主査】 時間帯は、2時からということでいかがでしょう。先ほど3時と申し上げましたが、最近、審議が少し長くなる傾向にございますので、2時からということでいかがでしょうか。

【橋本会長】 そうですよ。

【高山主査】 では、繰り返します。6月15日月曜日、14時から、2時からということで御予定をお願いいたします。

また、近くなりましたら、お知らせをいたしますが、6月15日御予定を確保していただけるようよろしくお願いいたします。

なお、追加で御報告がございます。前回の審議会におきまして、マイナンバーの関係の取扱いの御審議を来年1月から3月にかけてお願いしたいという御報告をいたしました。この審議会が不要になった旨をメールでお知らせいたしましたが、理由としましては、現在、税関係のシステムを改修する予定がございます、これが令和3年度に予定しております。改修するシステム、新システムに対して、特定個人情報の保護評価をお願いすることの方が現実的であろうと所管から説明を受けておりますので、マイナンバーの関係の御審議につきましては、令和2年度、来年度の1月から3月にかけて御審議をお願いしたいという調整がありました。

また、近くなりましたらお願いをする予定でございますが、今年度の評価については審議がなくなったことを、改めて御報告いたしました。

では、最後にお願いで恐縮ですが、本日の審議事項のAの資料につきましては非公開事由に該当しますので、その場に置いていただいて、こちらが回収をさせていただきます。

また、条例等の根拠の冊子につきましては、置いておいていただければ、また次回の審議会で御使用いただきますので、机の上で結構ですので、資料を置いてお帰りください。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 三浦署名委員がいらっしやらなかったというわけですか。いかがいたしましょう。

【高山主査】 はい。山本委員をお願いするということになります。よろしくお願いいたします。

たします。

【橋本会長】 それでは、どうぞ、皆さん、よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

第 127 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録は上記のとおりであり、
事実と相違ないことを認めます。

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会

山本 法史